

構造改革特別区域計画

山梨県：須玉町

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山 梨 県 須 玉 町

2 構造改革特別区域計画の名称

増富地域交流振興特区

3 構造改革特別区域の範囲

須玉町の区域の一部（旧増富村）

4 構造改革特別区域の特性

(1) 須玉町の概要

山梨県の北西部に位置する須玉町は、東部及び北部に八ヶ岳山系と奥秩父山系の標高 2,500m を越える峰々がそびえ、総面積 174.26k m² のうち 85% が山林となっている。須玉町は南北に長く、増富地区等の北部は山間のため急傾斜が多く、人口の多くは南部に集中しており、中央自動車道須玉インターチェンジも南部地区に位置している。

須玉町の南部では、良好な交通アクセスにより中核工業団地が整備され、町全体では製造品等出荷額 221 億円（H13）、年間商品販売額 57 億円（H11）、農業産出額 8 億円（H13）を示しているが、いずれも条件の良い南部地区がそのほとんどを占めている。

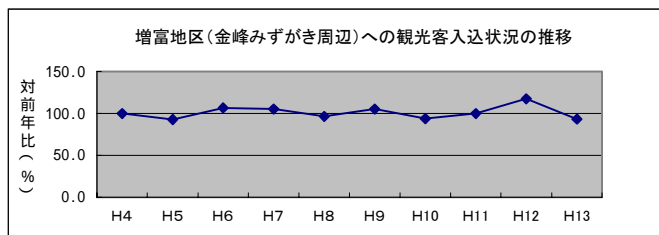
人口動向では、減少傾向が依然として止まらず、昭和 55 年の 7,765 人をピークに平成 14 年現在で 7,265 人に減少している。特に生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が顕著で、高齢化率は 32.0% となっている。

(2) 増富地区の概要

その中で今回特区計画に位置づける増富地区は、秩父多摩甲斐国立公園の西の玄関口として、そのすばらしい景観は多くの来訪者を魅了する貴重な町の資源となっている。また、これらの山々を源とする本谷川流域に広がる増富温泉郷は世界一のラジウム含有量を誇る温泉郷として古くから知られており、釜瀬川・塩川の流域にある黒森鉱泉やみずがき湖と共に、緑に恵まれた山岳レクリエーションゾーンとして本町観光の中心となっている。

増富温泉郷には民間の温泉宿泊施設のほかに町営の日帰り温泉施設を整備し、山岳観光の基地として「みずがきリーゼンヒュッテ」を設けている。さらに、平成 13 年度に行われた「全国植樹祭」の式典会場が記念広場として整備され、これらの活用が求められているところである。

増富地区の産業は豊かな自然条件を活用した観光業・農業・林業が中心であるが、近年の経済状況を反映して観光客入り込み客数は横ばい状態が続いている。



資料：山梨県観光客動態調査報告書

農業は、冷涼な気候を利用したの農業が主であり、標高 800m ~ 1200m の気候を利用して標高に適した花豆・そば・高原野菜等を導入し産地化を図っている。しかしながら、山間傾斜地で基盤整備が進まず、耕地条件の改善が難しい状態であるため、担い手の減少や農業従事者の高齢化に歯止めがかからない状況である。また、鳥獣害による農作物被害が深刻化している地域で、遊休農地の増大が著しい。

(増富地区：農家数・担い手農家推移)：農林業センサス

区 分	1990 年	1995 年	2000 年	備 考
農 家 数	270 人	175 人	185 人	
担い手農家	132 人	77 人	27 人	

林業においても、広大な森林内において素材生産や炭焼きが盛んに行われていたが、国産材の需要低下により荒廃した森林が多くなるなかで、植林・間伐・伐採などの森林施業の合理化・共同化を推進し、貴重な資源である森林を守り育てていく新たな仕組みが求められている。

(増富地区：林業生産額・森林面積推移)：須玉町森林整備計画

区 分	1990 年	1995 年	2000 年	備 考
林業生産額	27,000 千円	24,300 千円	23,280 千円	
林業従事者	46 人	46 人	42 人	

産業動向に連動して、増富地区の人口・世帯数ともに減少傾向が続いており、高齢者世帯が生き生きとして地域活動に参加し、地域に活気を取り戻すための新たな施策が求められている地域である。

(増富地区：人口・世帯数推移)：町住民課調べ

区 分	1990 年	1995 年	2000 年	備 考
人 口	956 人	896 人	790 人	
世 帯 数	419 世帯	446 世帯	386 世帯	

5 構造改革特別区域計画の意義

「増富地域交流振興特区」は、農地を守り集落機能を維持するという観点において、須玉町の中でも突出して高齢化・担い手不足・遊休農地という問題を抱える「増富地区」では、地域住民の自助努力、また今までのような行政の施策だけでは限界に来ており、「増富地区」から他の地区へというように集落の崩壊の危機が迫っている状況である。今回特別区域を設定し、今まで困難であった農業施策に民間活力が導入できることにより、「増富地区」に斬新な企画・立案・実行力をもったNPO法人の参入が可能となり、都市農村交流プログラムを展開することにより交流人口を増大させ、それにより集落機能の維持と地域経済の活性化を図るものである。

本特区計画の成功が中山間地域等のような定住者が存在しなくなりつつある地域の活性化手法や担い手が存在しなくなりつつある地域における農地制度のあり方について、全国的な構造改革に波及しうると考えられる。

6 構造改革特別区域計画の目標

「増富地区」は、須玉町の中でも特に遊休化が進んでおり、地域農業・集落機能に関して限界にきている地区であるが、地区の50%以上が国立公園に指定され、他にはない豊かな地域資源を持っている。また首都圏から中央道で約2時間の立地にあるという有利な条件も揃っている。しかしながら、今まで行ってきた農業施策や町事業主体による集客施設・温泉施設の設置、イベントや祭り等の観光施策だけでは交流人口がなかなか増えず、古くからある増富ラジウム温泉郷・町営施設を含め増富地区全体の地域経済、集落機能の崩壊が危惧されている。

そこで町では「田舎」「農業」「自然」等の憧れや関心が高まる状況の中、遊休農地の解消や地域経済を活性化するための新たな施策を実施するために、現代社会の動向に敏感で、多数の企画や実績を持っているNPO法人に参入していただき町・集落・NPO法人が一体となって農村と都市の交流体験プログラムを展開しながら交流人口を増加させ、遊休農地の解消や地域経済の活性化を図ることを目標としている。

この目標の達成のため今回「増富地区」を特別区域に指定し、農地を町が借り受け、NPO法人に貸しつけるという事業及び国立公園内における自然を活用した催しを併せて実施することにより、遊休農地や自然環境の有効利用が図られ農林業を基軸とした農村と都市の効果的な交流事業を展開する。また地元集落とNPO法人によりグリーンツーリズム推進実行委員会を設立しグリーンツーリズム総合推進事業を展開しながら、山梨農村休暇邑育成支援事業、地域教育力活性化モデル事業、森林文化の森事業等関連事業を特別区域内で継続的に行うことにより、特例措置を活用した事業をより効果的なものにする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 高齢化・担い手不足等による遊休農地の有効利用

現在ある遊休農地38haで事業展開することにより、初年度は50a～1haの利用計画であるが5年後には約3haの遊休農地の解消を目標とし、波及効果として交流人口の増加により直売等が盛んに行われる結果地域農業者の中で5ha、合計8haの遊休農地解消が見込まれる。

区 分	現 在	目 標 (5 年 後)
遊 休 農 地	38ha	30ha以下

(2) 都市と農山村の交流による地域の活性化

都市と農山村交流事業の実施により、現在増富地区の交流人口130,000人(年間入込客数)が年間30,000人期待でき、交流者も今まで以上に地区に関わるふるさと交流者として持続的な交流が可能となる。また、地区内農家の農業指導者・自然案内人等の雇用が期待できるとともに、都市住民に須玉町の食材を提供することにより地域農業の活性化・須玉町の食材の情報発信・老人世帯の生きがいがづくりが可能になる。須玉町増富地区の農産物直売に関しては現在ほとんど行われていないが、この事業を契機に年間20,000千円(1,000円×20,000人)の利益が期待できる。

区 分	現 在	目 標 (5 年 後)
交 流 人 口	130,000人	160,000人

(3) その他の効果

農業体験プログラムにより年間を通しての都市住民との交流ができることにより、第2の「ふるさと」を提供し、老人世帯にとっても新たな人的交流が生まれ、生きがいがづくりへつながる。

また、須玉町の豊かな自然環境を実際の体験を通して感じていただき、今まで都会の方になかなか認知されなかった本当の須玉町「増富地区」の情報が発信できるとともに地域資源(農産物・慣習・文化)の再発掘、再評価をおこなう絶好の機会となる。

8 特定事業の内容

「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸し付け事業」(1001)

「国立・国定公園内における自然を活用した催しの容易化事業」(1301 1302)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(関連事業)

都市と農山村の交流事業として山梨県農村休暇邑協会事業に取り組むとともに、平成 15 年度より遊休農地・豊かな自然環境を活用した都市と農山村の交流事業として、グリーンツーリズム総合推進対策事業(地域連携システム整備事業・子どもたちの農業農村体験学習推進事業)を実施する。

また、森林文化の森事業により地区内の山林資源を活用しながら子どもたちの体験学習を行い、地域の人的資源をうまく活用して地域の活性化・生きがいづくりを行う。

別紙（増富特区・特定事業）

1 特定事業の名称

1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の
特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

須玉町

須玉町長 中田 欽哉

所在地：山梨県北巨摩郡須玉町若神子 2155

特定非営利活動法人 えがおつなげて

代表理事 曾根原久司 正会員 50名

所在地：山梨県北巨摩郡白州町横手 2910番地 2

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特区計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

須玉町及びNPO法人「えがおつなげて」

(2) 事業が行われる区域

須玉町の旧増富村

(3) 事業の実施期間

平成15年度から継続的に実施

(4) 事業による実現される行為

- ・須玉町が農地所有者から「特別区域内」の農地を借受け、町がNPO法人「えがおつなげて」に貸しつける。
- ・NPO法人「えがおつなげて」による都市農村交流プログラムの展開
 - 1 遊休農地を活用した農業体験事業
 - 2 田舎暮らしを求める都市住民を対象とした農業手ほどき講習事業
 - 3 遊休農地や自然環境を利用した子供体験学習事業
 - 4 遊休農地開墾事業
 - 5 地域の特産物生産・収穫・販売事業

・増富地区で活動するNPO法人は、集落農業者とともに増富グリーンツーリズム推進協議会を設立し、都市農山村交流を図りながら農地の有効利用を推進する。

農地は各種農業体験に使用し、農業の指導や文化の伝習を含め地区の農業者が生きがいつくりという部分で関わり、年間を通した農地の管理も集落の農業者がNPO法人に協力し行っていく計画です。

5 規制の特例措置の内容

須玉町の中でも増富地区は他地区に比べ、高齢化率・耕作放棄率が著しく高く、また有害鳥獣の被害等により農業者の意欲が低下するなか、様々な施策を講じても農地の遊休化に歯止めがかからない。

遊休農地の解消を含め、増富地区の自然環境を利用しての都市農村交流事業を実施し新たな農業の展開・集落機能の維持を図るために是非規制の特例措置が必要である。

(高齢化率)

区 域	地 区 人 口	65 歳以上人口	比率	備 考
須 玉 町	7,151 人	2,333 人	32.6%	
増富地区	729 人	426 人	58.4%	

(H15.3 現在 住民課調べ)

(耕作放棄率)

区 域	耕地面積	耕作放棄面積	比率	備 考
須 玉 町	511 h a	122 h a	23.8%	
増富地区	61 h a	38 h a	62.3%	

(農林業センサス)

(担い手農家)

区 域	1990 年	1995 年	2000 年	備 考
須 玉 町	854	574 人	279 人	
増富地区	132 人	77 人	27 人	

(農林業センサス)

別紙（増富特区・特定事業）

1 特定事業の名称

1301・1302

国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の国立公園又は国定公園において行う自然環境を活用した催しであって、須玉町が地域の活性化に資するものと認めたものを実施する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特区計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

須玉町及びNPO法人「えがおつなげて」

(2) 事業が行われる区域

須玉町の旧増富村

(3) 事業の実施期間

平成15年度から継続的に実施

(4) 事業による実現される行為

1 都市農山村交流イベント開催事業

国立公園特別地域内(全国植樹祭式典会場跡地)の芝生広場における各種イベント開催の際、仮設ステージ・仮設テントを設置する。

2 森林活用プログラム事業

国立公園特別地域・普通地域内における各種森林体験事業実施に伴い仮設トイレ・仮設テントを設置する。

5 規制の特例措置の内容

過去増富地区は林業が盛んで、広大な森林内において素材生産や炭焼きが盛んに行われ、健全な自然環境が保たれていたが、林業が衰退する中で担い手が不足し荒廃した森林が多くなってきた。このような状況の中で貴重な資源である森林を守り育てるため町及びNPO法人が森林活用体験プログラムを実施し、「増富地区」の豊かな自然環境を利用しながら都市と農村の交流を行い、国立公園内の貴重な自然の再発掘・再評価を行うものである。

森林活用体験プログラムの実施に当たっては、町が協賛することにより長い年月をかけて保存されてきた自然環境を今まで以上に保護していかなければならないという観点から、催しの実施については一時的な軽易な行為に制限し、町では風致の維持に十分配慮しながら、催しの実施者にも十分配慮するよう指導するものとする。また、催しの実施のために行われた行為については、町、又は事業実施者で現状回復することを徹底する。さらに現在実施している森林パトロール活動をさらに強化し、周辺の風景の保護活動もさらに強化するものである。